

## 入会基準（案）

（目的）

第1条 この基準は、一般社団法人大学スポーツ協会（「本会」という。以下同じ。）入会及び退会規程第2条第2項に基づき、本会に入会しようとする者が入会申込み時に満たす事項を定めるものとする。

（正会員基準）

第2条 定款第7条第1項第1号に定める正会員となろうとする者は、入会申込み時に次の各号の基準をすべて満たしていることとする。

(1) 正会員のうち大学会員となろうとする者

- ① 大学（短期大学及び大学に類するものとして理事会が決定した教育機関を含む。以下同じ。）又は大学を設置する法人であること。
- ② 本会が定めた定款及び各種規程等を遵守すること。
- ③ 本会の事業に協力しようとする者であること。
- ④ 本会の名誉を毀損したり、本会の目的に反したりする行為をしないこと。
- ⑤ 過去3年以内に法令等に違反して刑罰を受けた者でないこと。また、役員等にこれらに該当する者がいないこと。
- ⑥ 除名又は退会後少なくとも3年以上を経過し、当該除名となった理由が解消されている者であること。
- ⑦ 反社会的勢力との関係を有していないこと。

(2) 正会員のうち中央学生競技団体会員となろうとする者

- ① 公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会、日本パラリンピック委員会又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会に加盟又は登録する競技団体（準加盟又は承認に相当する競技団体を含む。）の学生競技団体（地域を代表するものは除く。）又は学生競技を直接に統轄する中央競技団体であること。
- ② 法人であること。
- ③ 本会が定めた定款及び各種規程等を遵守すること。
- ④ 本会の事業に協力しようとする者であること。
- ⑤ 本会の名誉を毀損したり、本会の目的に反したりする行為をしないこと。
- ⑥ 過去3年以内に法令等に違反して刑罰を受けた者でないこと。また、役員等にこれらに該当する者がいないこと。
- ⑦ 除名又は退会後少なくとも3年以上を経過し、当該除名となった理由が解消されている者で

## 【資料6】

あること。

- ⑧ 反社会的勢力との関係を有していないこと。

### (準会員基準)

第3条 定款第7条第1項第2号に定める準会員となろうとする者は、入会申込み時に次の各号の基準をすべて満たしていることとする。

#### (1) 準会員のうち地区学生競技団体会員となろうとする者

- ① 中央学生競技団体会員である団体に加盟又は登録する（準加盟又は承認に相当する競技を含む。）各地区の学生競技団体であること。
- ② 法人であること。
- ③ 本会が定めた定款及び各種規程等を遵守すること。
- ④ 本会の事業に協力しようとする者であること。
- ⑤ 本会の名誉を毀損したり、本会の目的に反したりする行為をしないこと。
- ⑥ 過去3年以内に法令等に違反して刑罰を受けた者でないこと。また、役員等にこれらに該当する者がいないこと。
- ⑦ 除名又は退会後少なくとも3年以上を経過し、当該除名となった理由が解消されている者であること。
- ⑧ 反社会的勢力との関係を有していないこと。

#### (2) 準会員のうち特別学生競技団体会員となろうとする者

- ① 中央学生競技団体会員及び地区学生競技団体会員に該当する団体ではないこと。
- ② 200大学以上が加盟する学生競技団体（地域を代表するものは除く。）若しくは学生競技を直接に統轄する中央競技団体で直近5年間に毎年連続して全国的な競技大会を開催した実績を有する法人であること。
- ③ 本会が定めた定款及び各種規程等を遵守すること。
- ④ 本会の事業に協力しようとする者であること。
- ⑤ 本会の名誉を毀損したり、本会の目的に反したりする行為をしないこと。
- ⑥ 過去3年以内に法令等に違反して刑罰を受けた者でないこと。また、役員等にこれらに該当する者がいないこと。
- ⑦ 除名又は退会後少なくとも3年以上を経過し、当該除名となった理由が解消されている者であること。
- ⑧ 反社会的勢力との関係を有していないこと。

### (連携会員基準)

第4条 定款第7条第1項第3号に定める連携会員となろうとする者は、入会申込み時に次の各号の基準をすべて満たしていることとする。

- ① 本会の正会員又は準会員に該当する団体ではないこと。

## 【資料6】

- ② 本会の事業に協力又は支援しようとするスポーツ関係団体（大学スポーツを支援する事業を営む団体を含む。）であること。
- ③ 法人であること。
- ④ 本会の名誉を毀損したり、本会の目的に反したりする行為をしないこと。
- ⑤ 過去3年以内に法令等に違反して刑罰を受けた者でないこと。また、役員等にこれらに該当する者がいないこと。
- ⑥ 反社会的勢力との関係を有していないこと。

（改 廃）

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成31年3月1日から施行する。